

【別添 1】

芝山町農業ビジョン策定業務委託

仕様書（案）

令和 7 年 1 月

芝山町 産業振興課

芝山町農業ビジョン策定業務委託仕様書

1 業務名

芝山町農業ビジョン策定業務委託

2 業務の目的

本業務は、農業従事者の高齢化や担い手不足、遊休農地の増加に、成田空港の更なる機能強化による開発意欲の増加並びに昨今の社会情勢の変化や、気候変動による農業の不安定化等、様々な課題に対応するため、これからの農業振興の指針となる「芝山町農業ビジョン」を策定することを目的とする。

3 業務期間

契約の締結日から令和8年3月25日まで

4 業務の内容

(1) 現状把握、課題の整理

国・県等の関連計画等を整理し方向性を検討する。

(2) 本町の現状

本町の自然条件、社会経済条件、土地利用条件を整理、分析する。

本町の農業労働力、耕地、農作物等の動向について、農林業センサスや本町の既存資料により、その推移と特徴を整理する。

(3) アンケート調査

本町の農業者の意識・意向、及び消費者を対象にアンケート調査を実施する。

対象者		予想回収率
農業者	町内の農業者 500 名程度	50%程度
町民	町内在住者 1000 名 16 歳以上の町民の中から、年代別、男女別人口割合等により無作為に抽出。	50%程度

① 調査票の作成

委託者と協議の上、受託者が行う。

② 調査の実施

調査機関は、概ね 1 か月とし、郵送による配布及び回収を行う。発送先の情報の整理は、委託者が行い、受託者に提供する。

また、往信・返信用封筒の郵便料、往信、返信用封筒、挨拶文及び調査票の印刷及び封入封緘等、発送及び回収に係る作業とその費用については、全て受託者の負担とする。

調査後は集計・分析を行い、報告書を作成する。

(4) 関係団体ヒアリング

農業関係団体等へヒアリング調査を行う。ヒアリングを行う農業関係団体は、委託者と協議の上、決定する。(山武郡市農業協同組合、丸朝園芸農業協同組合、風和里しばやま及び生産団体を想定)

(5) 課題の整理・分析

上記調査結果を踏まえ、本計画で対応すべき課題を整理する。

(6) 計画案の作成

基礎調査及びアンケート調査結果等を踏まえ新たな視点での施策などを位置づけ整理する。

(7) パブリック・コメントの実施支援

農業者や町民等の意向を広く把握するため、パブリック・コメントを実施するための資料作成や技術的な支援を行い、意見への対応案の作成、計画への反映方法を検討する。

(8) 策定委員会等の運営支援

計画策定のための策定委員会及び検討部会の運営を支援する。

会議資料の作成、出席、会議録の作成等を行う。

【想定スケジュール】

実施内容	想定スケジュール
第1回芝山町農業ビジョン策定委員会	令和7年3月下旬
第2回芝山町農業ビジョン策定委員会	令和7年5月下旬
第3回芝山町農業ビジョン策定委員会	令和7年8月下旬
第4回芝山町農業ビジョン策定委員会	令和7年11月上旬
第5回芝山町農業ビジョン策定委員会	令和8年1月下旬
第6回芝山町農業ビジョン策定委員会	令和8年2月下旬

(9) 概要版の原稿作成

確定した計画を踏まえ、計画内容を要約した概要版の原稿を作成する。

(10) 計画書及び概要版の印刷製本

確定した計画書及び概要版の印刷製本を行う。

5 成果品

- (1) アンケート調査報告書
- (2) 芝山町農業ビジョン 計画書 200 部 (A4 版 60 頁程度、両面カラー)
- (3) 芝山町農業ビジョン 概要版 1,000 部 (A4 版 16 頁程度、両面カラー)
- (4) 本業務関連の電子データ一式 (CD-ROM)
- (5) 施策に係る先進事例提供 (出力紙又は電子データ)
- (6) 法律や制度などに関する情報提供資料 (出力紙又は電子データ)

6 法令等遵守

受注者は、本業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

7 資料の貸与

発注者が保有する本業務に必要な資料は、発注者から貸与するものとする。貸与資料については、破損、紛失等のないように慎重に取り扱うものとする。また、資料を外部に漏洩してはならない。

8 守秘義務

受注者は、本業務により知り得た内容及び結果を第三者に漏らしてはならない。

9 損害賠償

本業務の実施にあたり、第三者に損害を与えた場合は、直ちにその状況等を発注者に報告し、その指示に従うものとする。なお、損害賠償の責任は、受注者が負うものとする。

10 成果品の帰属

本業務における成果品は、全て発注者に帰属し、受注者は発注者の許可なく他に公表、貸与又は使用してはならない。

11 納入場所

千葉県山武郡芝山町小池 9 9 2 番地 芝山町産業振興課

12 その他

- (1) 本仕様書で明示出来ないものについては、必要に応じ発注者と協議し、決定すること。
- (2) 本業務において、受注後本仕様内容に基づいた成果品が納品されない等の行為があった際は、指名停止等の処置を行い、公表することも有り得る。